

第四回参議院法務委員会會議錄第五号

昭和二十三年十二月十一日(土曜日)

本日の會議に付した事件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査の継続調査承認要求に関する件

○浦和充子事件に關し公聴會開會に關する件

○罰金等臨時措置法案(内閣送付)

○司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣送付)

○刑事補償法を改正する法律案(内閣送付)

午後一時二十五分開會

○委員長(伊藤修吉) それではこれより法務委員會を開きます。最初にお諮りしたいことがあります。只今當委員會におきまして調査中の檢察及び裁判の運営等に関する調査につきまして、御承知の通り目下調査中でありまして、これには相當の期間を要します。且つ万一休会になつた場合におきまして、その間空白にするということは調査に非常な支障を來しますが、これについては万一休会になつた場合においては継続調査をいたしたいと、かように存じますから、予めこれが継続調査の件を御承認願いたいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修吉) それでは本件につきましては継続調査することになります。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修吉) それではさう決定いたします。次に目下調査中の浦和充子事件につきまして、當委員會におきましては、委員會に証人を喚問し、尙現地に調査員を派遣いたしまして、詳細に調査は完了いたしてゐるものでありますが、これに対する一般國民の世論を委員會において聴いて、然る後決定することが妥當であると、かように考えまして、各界の代表者の意見を當委員會に証人として聴きたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修吉) それではその人名につきましては、委員長において各界の代表者を選考いたしますが、ジャナリストとして、朝日の社会部長の進藤次郎氏、毎日の社会部長の黒崎貞次郎氏、読賣の社会部長の竹内四郎氏、学界、教育者の代表として東大法学部の教授川島武宣氏、同経済学部教授として大河内一男氏、早大の教授として大山郁夫氏、婦人團體の代表として、日本婦人民主クラブの松岡洋子氏、文化人として石川達三氏、宮本百合子氏、宗教界として植村環氏、勤勞團體の代表として高野実氏、思想家として平野義太郎氏、自由人権協會森川主事、以上十三名を喚問することにしたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修吉) 喚問期日は来る十六日午前十時といたしたいと思ひます。

す。さう御了承願います。次に、本委員會に予備審査のために付託せられた罰金等臨時措置法案を議題に供します。先ず本案に対するところの政府委員の提案理由並びに内容の御説明をお願いいたします。

○政府委員(鍋島良作) 只今上程になりました罰金等臨時措置法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

終戦以來の經濟事情の変動、特に貨幣價值の低落は著しいものがあり、これに伴ひまして裁判所の言渡す罰金又は科料の額もおのずから高めらるべきは自然の道理であります。御承知のごとく、一般的に罰金の最低額及び科料の最高額を定めた刑法總則の規定は改められておらず、又最近制定に係る刑罰法は別といたしまして、刑法その他古く制定せられた刑罰法規においては、その各本條に定められる罰金の多額が今日の物價より見て不自然に低いために、これらの法令の罪に對しては、適切な罰金刑を言渡すことが困難な実情にあるのでありまして、この点を是正し、法定の罰金、科料の額を適當な程度に引上げることが、この法律案の目的とするところなのであります。

ところで、かような目的を達成するのには、各刑罰法規自体を改正して行く方法と、これとは別個の法律で一時的の特例を設ける方法と二途考えられるわけですが、經濟事情の未だ十分に安定しない今日、直ちにこれら

の法令、殊に基本法たる刑法などを改正することは、まだその時期でないと考えられますので、差当り後者の方法により暫定的特例という形で、この法律を立案いたしましたのであります。

次に、この法律案の内容の要点を申述べますと、先ず第一に、現在罰金は二十円以上、科料は二十円未満となつておりますのを引上げまして、その五十倍たる千円以上、千円未満というこ

とにいたしました。物價だけの比較からすれば、この倍率でも尙少いように見えますけれども、罰金の性質上、今回はこの程度の引上げで相當だろうと考へたのであります。次に、各刑罰法規に定められた罰金の多額の引上でありまして、これは本来すべての法令につき、これを行うことが望ましいのであります。短時間の間に立案しなればならぬかつ関係上、取敢えず今回はその必要性的最も強いと思われる刑法及び外二法律についてだけ、その多額を五十倍に引上げることとし、他の法規については次の機会に譲ることとした。ただこれらの法規中「五百円以下の罰金」、「百円以下」というような規定だけは、この法律による新しい罰金体系と直接矛盾いたしますので、その限度においてこれを修正いたしてあります。尙條例の罰則につきましては、その性質上右の修正をこの法律で行ふことなく、それらの條例自体に委ねることとし、その手続のため、六ヶ月の猶予期間を置くことにいたしました。この外罰金額の引

上に伴ひまして、執行猶予及び略式命令をなし得る限度、勾留、逮捕の制限に関する金額等を或る程度高め、尙い

わゆる未決勾留日数法定通算の折算額の引上をも行なつてゐるのであります。

以上この法律案について、その大要を申述べたに止まるのでありまして、尙詳細につきましては御質問によりお答えいたしたいと存じます。何とぞ慎重審議の程を希望いたします次第であります。

○委員長(伊藤修吉) 尙、政府委員において逐條について、概略一つ御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(高橋一朗) それでは逐條について概略の御説明をいたします。

先ず、第一條關係でございますが、本條はこの法律の趣旨、性格を明らかにいたしましたものであります。第一に、この法律による措置は經濟事情の変動に對應するためのものでありまして、先ずそのことを明かにし、第二に、この法律の規定は刑法その他の法令の臨時特例であることを示しております。これが特例であつて改正ではございませんから、本來の規定は矢張りそのままの形で存続して、ただこの法律の行われる範圍で一時その効力を停止するといふものであります。

第二條關係でございますが、本條は刑法總則中罰金及び科料の額の一般的に定めに対する特例を定めたものであります。刑法の規定はこの規定によつて

実質的に変更されることになり、従つてこれを予定した具体的な各刑罰規定の内容も、おのずから影響を受けることになるわけでありまして、例えば五千円以下の罰金とありますのは、五千円以下千円以上の趣旨、單に科料とありますのは千円未満五千円以上ということに当然變換するわけでありまして、刑法施行法第二十條を掲げましたのは、從來同條によつて罰金額について刑法總則の例外を認められていた法令、例えば旧刑法時代に制定されておりました刑罰法令であります、これも一般刑罰法規と同様に取扱い、ひとしく今回の措置の対象としたわけでありまして。

次は、第三條関係であります、本條によつてここに掲げられました三つの法律の罰金の多額が変更されるのであります。刑法第五十二條を除きましては、この條文がこれ自体スライディング・スケールの形式になつていて、その性質上、今回の臨時措置を必要としないことに基くのであります。

次は、第四條関係であります、今回の措置による法定刑の多額の引上げは、第三條に掲げた以外の法令には及ばないのであります、一般の罰金が千円以上と定められた結果、その他の法令中でこれより少い額を最高額とした規定、例えば五百円以下の罰金といったようなものでございますが、これは無効になつてしまふという趣旨があるので、その限度で必要な引上げをしようとするのが本條の趣旨でございます。第一項によりまして、その多額が二千円に満たない法定刑はすべて二千円以下の罰金ということになり、第二

條との間に矛盾がなくなることになるのであります。但しこの措置から除外したものが二つあります。その一つは第一項但し書に規定いたしましたいわゆるスライディング・スケール制の罰金で、これはその性質上技術的にやや異なる規定を必要とするので、本項からは除外し、第二項の規定するところによつた次第であります。除外の第二は、地方公共團體の條例であります、これは性質上、國の法律を以て直接これを變更すべきでないと考えられるので、これから除外いたしました。尤も事實上はやはり變更の必要はあるわけでありまして、それは各公共團體のみずから立法措置に期待してゐるのであります。尚この点につきましては、後に附則の第二項についてこれを説明いたします。第二項は、いわゆるスライディング・スケール制の罰金につきまして、第二條と軋轢事態の起らないように必要な措置を規定したものであります。第三項科料に関する規定であります、科料については、その額について特別の定めのないのが一般であります、特に額を定めた僅かの場合がありますが、その場合にきまつては、これをそのままに置くことが如何にも外との均衡上おかしいので、この際かようなものをも、すべて額の定めのないものにしてやうとするものであります。

次は、第五條関係であります、本條も根本において前條と同趣旨のものであります、差当り本條に該當すると考えられるのは、道路交通取締法の第三十條、委任の限度が千円となつております規定であります、それであり、

次は、第六條関係であります、第二條によりまして、罰金の最低額が高められ、他方第三條によつて一部の法律の罰金の多額が引上げられました結果、刑罰法規全体を通じて法定罰金額が高くなり、従つて言渡金額も相當多くなることが予想されるので、従前の罰金体系を前提とした刑法第二十條の執行猶予をすることのできる限度に關する五千円という金額を或る程度引上げる必要があることになり、そこで全般的に勘案いたしました、差当りこれを十倍の五万円に引上げることにいたしましたのであります。

次は、第七條関係であります、これはやはり罰金額の引上に伴う刑事訴訟法の一部特例を定めたのであります。第一項は、勾留、逮捕狀の交付、現行犯逮捕に關する制限金額に關するものであります、これを法定刑の多額を五十倍にした第三條の法律と、それ以外の法令とに分けて、前者につきましてはやはりこれを五十倍とし、後者についてはその最も低い多額たる二千円とすることに、従前とその實質において變らないことにいたしましたのであります。第二項は、公判期日の出頭に關する金額の特例で、これは、第三條掲げの法律の罪につきましてだけその金額を引上げることとしたし、その他の法令の罪につきましては從來通りとしたのであります。第三項は、略式命令を發することのできる限度の引上であります、その趣旨は、執行猶予の場合、即ち第六條であります、これについて申上げたところと同一の趣旨であります、引上の割合もそれと全く同一であります。第四項は、いわゆる未決勾留の法定通算にお

ける折算割合に關するものであります、これは罰金額の引上そのものと直接關連するものではございませんが、やはり物價事情の變動に伴ひまして、これを引上げる必要があると認めまして、本項を設けたものであります。

次は、附則に入りまして、第二項は、條例を法律で直すことができないと考へるところから、條例は第四條に含ませなかつたのであります、そのまゝにして置きますといふと、第二條との關係で五百円以下の罰金に處すといふような條例の規定は無効となつてしまふと解されるので、一定期間はこれに第二條を適用せず、その間に逐時新刑罰体系と矛盾のないように條例を改正させて行かうという趣旨でございます。「この法律施行の際現に効力を有する」と言ひますのは、この法律施行に際して、すでに施行されておるといふ意味でありまして、單に公布されて未施行の場合を含まないのであります。今後六ヶ月以内に、当該罰則が改正されて、新体系に合ひますようになれば、その瞬間に第二條が適用されることになり、それは、現に効力を有する罰則ではなくなるからであります。六ヶ月経過して、その間に何らの措置が取られなかつた場合には、その罰則は失効すると考へます。併しその場合の違反行為の処罰については、尚効力があるものとみなすというのが本項の趣旨であります。附則の第三項関係であります、元々第四條は一種の経過規定的な性質を持つものであります、この法律施行の際現に効力を有する法令だけを對象とするものであります。然るに第三回國會で成立いたしました法律中には、この法律より後に

施行されるものもあるわけであり、したが、さうなものにもこの規定を適用することが必要であるので、特にこの経過規定を設けたのであります。今日本法の適用を予想されるのは、水産業協同組合法でございます。

以上を以ちまして大體の御説明を終ります。

○委員長(伊藤修君) 本案に対する質疑は後に譲ることいたします。

次に、司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案を議題に供します。これも予備審査のために付託された法案であります。先ず政府委員の本案に対する提案理由並びに内容の御説明をお願いいたします。

○政府委員(高橋一郎君) それでは只今上程に相成りました司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。皇宮護衛官は、警察法第十五條の規定に基く國家公安委員會規則第二号皇宮警察局設置規程によりまして、皇宮警察局に置かれた職員でありまして、皇居、御所、離宮、御用邸、陵墓、皇室用財産及び國家公安委員會の指定する場所の警備並びに行幸啓の護衛に關する事務を掌るものであります、その職務の性質上、皇居、御所、離宮、御用邸、行在所若しくは御泊所における犯罪、陵墓若しくは皇室用財産に關する罪又は行幸啓の際における天皇、皇后、皇太后及び皇太子の生命、身体又は財産に対する罪につきまして、これに司法警察権を與へ、この種の犯罪の捜査をさせることが適當と認められて、皇宮護衛官は、現在總員數九百三十名でありまして、この種の犯

罪の捜査をすべてみずから行うことは困難であり、当然他の司法警察職員も、この種の犯罪を捜査する必要があるものであります。そのために皇宮護衛官と、その他の司法警察職員とは、その職務の執行につきまして、互いに協力する必要がある次第であります。而して皇宮護衛官を司法警察職員に指定いたしますことは、その職務の性質から見まして、成るべく早い方が適当と認められますので、取敢えず本案のごとく應急措置法の一部を改正することといたしたいのであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上速かに可決せられんことを希望いたします。

○委員長(伊藤修吉) 本案に対する質疑は後にこれを譲ることといたします。

次に、少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題に供します。本案に対する政府委員の提案理由並びに内容の御説明を願います。

○説明員(齋藤三郎君) 只今上程に相成りました少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

すでに御承知の通り、少年法を改正する法律は、第二國會を通過し、本年七月十五日、法律第六十八号を以て公布され、明年一月一日から施行されることとなつておりますが、この改正少年法の規定によると、家庭裁判所は少年に対する保護処分の一環として、地方少年保護委員会の觀察に付する処分することに相成つております。この処分がございました場合には、地方少年保護委員会は、その処分の執行機関として觀察の実行に當る趣旨であります。

現行少年法においては、少年審判所が保護処分の決定とその執行を行うのであります。改正少年法においては、新憲法の趣旨に鑑み、この決定と執行とを分離し、保護処分は家庭裁判所において決定し、その執行は裁判所以外に執行することとなつたのであります。改正少年法では、地方少年保護委員会という機関が、他の法律によつて設置されるという予想の下に、前述の趣旨の規定が設けられたのであります。この地方少年保護委員会を設ける法律案は、諸般の事情により未だに提出する運びに至つていないのであります。このように地方少年保護委員会が設置されてない状態の下で、改正少年法が施行されますために、地方少年保護委員会の執行職務を要する機関が必要なのであります。このような機関としては、従来の少年審判所をこれに充てることが最も適當であると思料されますので、只今上程されました法律案においては、その第一條において、地方少年保護委員会が成立するまでの間、その代行機関としての機能を有せしめ、少年審判所を存置し、少年の仮出獄、仮退院及び觀察に關する規定、仮出獄中又は仮退院中の者及び觀察中の者の監督に關する規定は、必要な限度において、尙その効力を有せしむることとしたのであります。この應急措置によりまして、改正少年法の施行に支障なきを期することとしたのであります。

次に、改正少年法と同時に第二國會を通過し、法律第六十九号を以て公布されました少年院法も、改正少年法と同様に明年一月一日から施行されるのであります。この法律に關しては、少年院の收容者の処置に關連して、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会が予定されているのであります。然るにこの二つの機関については、前に申し上げましたように、それを設置する法律案が未だ提出の運びに至つておりませんので、この状態の下で少年院法の施行に支障なきを期しますため、只今上程された法律案の第二條において、これらの委員会の執行職務を暫定的に法務總長が行ふこととしたのであります。

以上が改正の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを希望いたします。

○委員長(伊藤修吉) 以上三件一括いたしまして質疑に入りたく存じます。質疑のある方は申出をお願いいたします。

尙、先に提案されておるところの裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案並びに刑事補償法を改正する法律案、以上二件をも議題に供しましてこれより質疑に入ることといたします。

お尋ねいたしますが、裁判官の報酬等に関する法律についてですが、一般公務員等の俸給の引上げは十七割二分というように割合に大体なつておりますが、本案によりましてこの引上げは十六割程度になつておるようです。これはどういふ關係で低いのですか。

○政府委員(岡田組一君) 只今委員長からお尋ねの点にお答え申し上げます。

第二回國會において成立を見ました裁判官の報酬等に関する法律の第十條によりまして、生計費及び一般資金事情の著しい変動その他によりまして、一般官吏につきまして俸給その他の給與の額が増減せられますような場合には、裁判官につきまして一般の官吏の例に準じて報酬その他の給與額を増すという規定がございますので、本法案の立案につきましても法務廳とい

う規定がございまして、大藏當局にこの十條の規定の存在することを特に告げまして、一般官吏の昇給の率に準じて判事、判事補、簡易裁判所判事の報酬額も定めて頂くように強く要望し、いろいろ研究いたしましたのでございまして、大藏當局の説明によりまして、一号の判事、それから判事補の六号、それから簡易裁判所の判事の八号といつたものを基準にいたしましたので、何か非常にむずかしい昇給のカーブがあるものであります。そのカーブによりまして算定いたしますと、只今お示し申上げておるような額になる。むしろそれよりも多少低い額になるというよう

な御主張であつたのでございまして、いろいろ最高裁判所もこの点について御協力を頂きまして折衝の末、遂に今決定いたしましたような案になりました次第で、この金額によると委員長のお示しのように、總平均額において昇給の率は十六割四分六厘というふうになりました。一般官吏の昇給の率に比較しますと、多少その昇給の率が低くなつておりますので、この点は法務廳といたしまして、殊に責任者であります。調査意見第一局長といたしましては非常に不満でございますが、強いて大藏當局の提案に對し反對いた

しますと、法律案の成立を見ないという結果になります。その遺憾と思ひまして、一應政府案といたしまして、大藏省との妥協案を提出いたしました次第でございます。國會におかれまして、この点を十分御検討になりまして、然るべく修正をして頂きますことは、法務廳といたしましては毫も遺憾のない点であることを申添えて置きます。それからこの機会に併せて、この總額に

三月末日までの年度におきまして、約四千五百五十九万四千円の子算の増額と相成るわけでございます。尙檢察官の方に於いて申しますと、本俸におきまして二万五千円、二千五百九十二万二千円、勤務手当その他を加えますと、總計三千三百四十四万四千円の子算の増額を見るわけでございます。

○委員長(伊藤修吉) 今度の臨時予算に計上されておるのですか。

○政府委員(岡田組一君) お答え申し上げます。計上いたされております。

○委員長(伊藤修吉) 外に、別に御質問ありませんか。

○宮城タマヨ君 齋藤局長が見えていらつしやいますから、ちよつとお伺いしたいのでございましてけれども、家庭裁判所が本年一月一日から本當に実施される御予定でございまいしょうか。

○説明員(齋藤三郎君) 只今のお尋ねに對してお答え申し上げます。最高裁判所に準備室という室がございまして、少年法立法に當られました内務事務官その他の方が専らその設立の準備に當つておられまして、その方面からお伺ひしたところでは、應答についても大体借上げというところに契約を進めておられまして、一月一日から四十九廳舎を

全國に開設するという目算を持つておられることを申し上げておきます。

○宮城タマヨ君 この地方少年保護委員会はまだできないことになつて、この應急的の法律案ができるわけでございますけれども、大体の見込みは、いつ頃できるという御予定でございませうか。

○説明員(齋藤三郎君) お答え申し上げます。一月一日から家庭裁判所が發足いたしました。直ちに身柄、事件その他又現在審判所の未済事件は家庭裁判所に繁属いたしました。檢察処分ということも相当多数あると存じます。それから各地の少年院に入つております子供たちが、矯正目的を達して退院、仮退院したいと思ひまして、今度の少年院法によりまして、地方少年保護委員会が決定したことになります。これの代行機関がございまして、家庭裁判所の執行ができません。又少年院におります子供も、ここ数ヶ月間、パル法が通るまでは退院させられない。現在以上に減らない、後から人が入つても入れる場所がないという結果になりますので、一月一日から現在の少年院の外の、家庭裁判所に對應して全國に四十九處の少年院を作りました。従来少年院の持つておりました機能のうち、審判面を除いた部分を新しい少年院が受持つことになったために、この法案を提出いたしました次第でございまして、予算も或る程度預けるようなことに運んでおりますので、これから極力準備いたしまして一月一日から發足したい、こういうふうに考へております。

○委員長(伊藤修君) 少年法の今度の改正は一時的措置のように只今伺つたのですが、やはり本法の改正とせず臨時措置法とか、或いは特例としなかつたそのわけを御説明願ひたいので

○説明員(齋藤三郎君) お答え申し上げます。少年法の中の第二十四條に、家庭裁判所の保護処分として地方少年保護委員会の觀察に付するという決定がございまして、當然に少年法の一部を改正する法律案に觀察規定を入れなければならぬので、少年法を改正する法律等というところで、その等の中には臨時措置の意味も入つておるわけでありまして。

○委員長(伊藤修君) この際お伺ひして置きたいことは、刑事訴訟法を施行するに際して必要な予算關係について一つ御説明をお願いしたい。

○政府委員(高橋一郎君) お尋ねによりまして、刑事訴訟法の施行に關する予算の方がどうなつておるかというところを御説明申し上げます。新刑訴の施行に必要な経費といたしましては、直接間接にいろいろ部門に亘りますのであります。例えば人員が殖えますに連れまして廳舎も新築しなければならぬ、従つて修繕費を要するというような關係もございまして、併し先ず第一に、今回の四十五億の予備金の中からどれくらいの分を刑事訴訟法の實施に当てられたかということをお説明いたしますと、結局法務廳關係におきまして總額六千三百萬圓、大蔵省との折衝において認められました。それからその他のいろいろな關係等も含めて、直接間接に新刑訴の施行に關係があるということで計算いたしますと、法務廳關係では約

十五億くらいになつておるのではないかと思います。細かな数字的なことは只今ちよつと分りません。それから先程の予備金として予定された四十五億の中から、法務廳關係で六千三百萬圓が認められたのであります。その他の少年法その他の關係、即ち新法實施の關係を全部合計いたしますと、予備金關係で約一億五千萬圓ぐらゐになる。それからこれは法務廳關係でありまして、裁判所側の予算と合算いたしますと、これが約四億ぐらゐになると思ひます。極く大体のことでございまして、それだけでござい

○政府委員(岡崎昭一郎君) 只今お尋ねの刑事訴訟法の施行に伴います裁判所關係の予算は、最高裁判所から承つたところによりまして、一億三千三百十八萬圓程度でございまして、それから新法の施行に關係いたしました予算金額は五億餘圓でござい

○委員長(伊藤修君) そうすると、刑事訴訟法施行に伴うところの裁判所の總額はどのくらいになるのですか。

○政府委員(岡崎昭一郎君) 刑訴關係は今申しました一億三千三百十八萬圓でございまして、それは三月までです。

○政府委員(岡崎昭一郎君) そうでござい

○委員長(伊藤修君) 序でにお尋ねして置きますが、只今上程になつておるところの罰金の増額によつて國家收入がどのくらい殖えるのですか。今一つは、刑事補償法の予算はどのくらいな

○政府委員(高橋一郎君) 罰金の引上げの臨時措置によりまして、從來の実績を基礎にいたしまして、來年度の罰金、料料等の増額がどのくらいになるかというところを推算いたしました。その結果の見込みは五十一億三千萬圓という数字が出ております。それから刑事補償法の予算の方は、只今ちよつと分りませんので、至急に調べてお答え申し上げます。

○委員長(伊藤修君) その御説明を後にお願ひいたします。

○大野幸一君 罰金等臨時措置法の附則の第二項を、念のために記録を取つて置きたいと思ひますので、もう一度分り易く御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(中野次雄君) 私から御説明申し上げます。実は條例の罪につきましては、この法律で直接條例の規定を改正いたしますことが法律上できないというふうに考へたものであります。から、この法律からは一應除外をいたしまして、それらの條例で改正をして貰うということになつた次第でござい

○政府委員(岡崎昭一郎君) これを改正されま

○政府委員(岡崎昭一郎君) 放つて置きますと、規定によりましては、この法律に

○政府委員(岡崎昭一郎君) 放つて置きますと、規定によりましては、この法律に

範圍で効力がなくなつてしまふわけでありまして、その以前に違反をいたしました者に対する処罰の關係におきましては、尙効力を持たせて置く必要があると、こういう意味で、この経過的の後段の規定を更に附加してあるわけでございます。

○大野幸一君 そうすると、條例がで

○説明員(中野次雄君) 條例が全部この法律に附りよ

○大野幸一君 附りよ

○説明員(中野次雄君) 具體的な例で

○説明員(中野次雄君) 具體的な例で

○説明員(中野次雄君) 具體的な例で

直して呉ればよろしいわけでありま

すけれども、それから六ヶ月間に直らなかつた場合を考へますと、六ヶ月目にその部分がやはり効力がなくなつてしまふ、こういうことに考へておりま

す。併しその以前の違反行為につきましては生きておつたことにしな

と、却つて都合が悪いことになりま

す。若し六ヶ月以内に條例がすべてう

う規定を改正して呉れさせますと

ば、この後段の規定は要らないこと

なるわけでありま

す。そういう意味で

ありま

す。

○大野幸一君 「この法律施行後六箇

月を経た後においても、また同様とす

ようか、どうでしょう。

○説明員(中野次雄君) 只今のお尋ねは、この附則の規定についてでござい

ましようか、全体についてでございま

しょうか。

○大野幸一君 附則の方の一部につい

て。

○説明員(中野次雄君) これは別にこ

の附則第二項の規定は、不遡及の原則

には反しないと思つてゐるわけござ

います。それからこの法律全般につい

て申上げますれば、当然に刑法第六條

の適用がござい

ます。この法律施

行前の行為につきましては、この高い

罰金額は適用がない、かような解釈に

なると考へております。

○大野幸一君 次の附則の第三です

が、「第四條の規定は、第三國會で成

立した法律の罰則についても適用す

る。」、こういうことだと、第三國會

に提出した法律の罰則というのが非常

に漠然としてゐる。第三國會で成立し

た法律の罰則というのは、幾つもの

いわけであります。こういう不親切な

書き方です。あるならば、これを列

添的に書いた方がよいと思つますが、

政府委員に、どうしてこういうふう

にされたのか伺ひたい。

○政府委員(高橋一郎君) お答えいた

します。これは実は第三國會に提案

する予定でありましたのを、その運び

に至らないで本國會に提案されたので

ありまして、そのときに、第三國會

にどのような法律が提案されるかとい

うことが分りませんでした。このよう

な規定を置かざるを得なくなつた次第

であります。尙この表現につきまして

は、これでは國民から見ると、どの法律

が第三國會において成立した法律であ

るかというところが明白ではないのでは

ないかというお尋ねであります。その

点は確かにそういう嫌ひがあるものであ

ります。第四條に該当するものとい

うのは非常に僅かでありまして、先程

も申上げたように、一つ現在のところ

あるだけであります。十分その点は運

用に誤まりないようにしたいと思

つております。

○大野幸一君 國會も閉会になる時期

であるから、これでこの点については

これ以上申上げないが、以後こういう

ことのないようにして貰いたいと思

います。

○政府委員(高橋一郎君) 十分に注意

いたします。

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑あり

ませんか。

○松村眞一郎君 只今の質問に關連し

て、私も同じ感じを抱いておるのです

が、第二條においても、刑法施行法の

規定を引いて、そして「第二十條の

規定にかかわらず」ということが書い

てある。刑法施行法も非常に漠然とし

たことが書いてある。法律を列添しな

いで書いてある、もう大分時が経つて

おるのではありませんか、そういうもの

はやはり親切に、これとこれとこれと

いうことを教えて國民に知らせるのが

いいのじゃないか、殊に罰則の規定で

ありますから、何がそれに引掛かるの

か國民に分らないというふうな書き方

をするのは、非常に不親切であると思

うが、殊に第三國會において、大野

委員の言われた通り直ぐ分るのですか

ら、それでなくても、刑法の施行の場

合のものを、今又そのまゝ引用するよ

りも、場合によつてはこれは削つてし

まつた方がいいのじゃないか、二十條

のような漠然とした規定は……、そうし

て何か有用な、必要な規定だけお教え

になる、實際これは施行法の規定でお

教えになつてゐるのですか、どのくら

いの法律があるのですか。

○政府委員(高橋一郎君) これは一應

は拾ひ上げて見たのでござい

ますが、刑罰法令が非常に多数ござい

まして、果して漏れがあるか、ないか

というふうな点について自信が持ち兼ね

たのであります。今後は仰せのよう

に、できるだけ國民が見て分り易い、

はつきりしたものにしたいと思つて

おりますが、只今のところでは時間

的關係やなんかもありまして、この程

度には止まらざるを得なかつたのであ

ります。

○松村眞一郎君 どうもお役所の方で

自信が持てないような態度で立法され

ますと、國民は尙迷惑するだらうと

思ひます。

○政府委員(高橋一郎君) お答えいた

します。自信がないというものは、規定

の内容については全然運用に疑問は生

じないと思ひますのですが、例えば羅

列主義を取りました場合に、当然掲げ

るべきものを落すというふうなことは、

これは必ずしもないとは言へない

だらうと思つてござい

ます。

○松村眞一郎君 私はそういう態度で

立法されるということは、どうも成案

者としては如何かと思つたのですが、や

はり列挙し盡して法律を規定すべきも

のじゃないかと思ひます。漏れておる

ならば漏れたでよろしいのでありま

す。はつきりすれば、それにかかわら

ないものは適用がないとか、何とか解

釈で明確になるのであります。立法者

の方で非常に、何と申しますか、卑怯

な態度を取るということは、それは裁

判所で明確に適用ができるのでありま

すから、列挙したものはこうだ、列挙

しないものはこうなるのだといつて、

却つて明確になる。立法者の方で分ら

ないならば、裁判所も甚だ困るだらう

と思つたのであります。やはりこれは

あなたの方で漏れておるときは、それ

は自分で責任を負ふべきで、國民

にそういう迷惑を及ぼすことは、私如

何かと思つたのです。どうぞ御研究を願

ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋一郎君) ちよつ

と……十分その点研究いたします。尙

第二條につきまして、從來古い法令で

非常にまち／＼な金額を罰金科料につ

いて決めておりましたものがあ

りまして、それが金額も案情に即しないま

まに引續いて行われておつたのでありま

すが、第二條のような規定によりまし

て、もう罰金というものは千円以上、

科料というものは千円未満ということ

に画一的になつたのでありまして、そ

の点では却つて非常なごた／＼が解決

されたのではないかとはいふようにも突

は考へましたので……。

○松村眞一郎君 只今のようなお話で

ありますとすると、このいふ／＼の

罰則の整理をして頂きたい。この刑法

施行法の二十條をまだ生かして置くこ

ういうふうな、そういう態度でなく、速

かに整理して頂いて、そして少し怪

しいと思つたものは、ずん／＼廃止され

てよいのではないかと私は思ひます。

非常に不明瞭な態度で罰則ということを

國民に対して考へさせるということ

は、これは私非常に不親切であると思

ひます。

いますから、これはどうぞ速かに調べられて、分らないものは速かに廃止すべきことを言われてもよいと思つてあります。むしろ必要なら罰則だけ存置して、これ以外の罰則は廃止すると、それでよろしいと思つてます。存在しておれば、概括的に従来の古い罰則規定は廃止してしまふ。時代に必要なものだけ掲げるといふので私はよいのではなかつたかと思つてます。何ら私の考え方は、むしろ存在しておるものが分らないといふことになれば、分らないもので必要なもの、何らそれ以外に罰則は要らない。こういう態度を取るのには刑罰法規の取扱ひとして私は当然じやないかと思つて。一應十分御研究願ひます。

○委員長(伊藤修君) そのことは、只今の二條についてお調べになつた資料を、どういふ法律か一つ資料を御提出願ひたいと思つてますが、できますか……。

○政府委員(高橋一郎君) 承知いたしました。

○委員長(伊藤修君) 入る入らないに拘わらず、すべてあなたの方で拾ひ上げられたものを是非一つお揃へ願ひます。

○政府委員(高橋一郎君) 第二條に關係するか、旧刑法のものですね……。

○委員長(伊藤修君) 序でに第三國會の方でも……さつきの一つお願ひです。それならば、それは一つほかかないといふことですから、いずれも附則でやつた方がよかつたと思つております。附則の方はそれでよろしいと思つて、第二條の松村さんの御質問になつた、どういふ内容があるかという資料を一つ御提出願ひます。自信のあ

るやつも、ないやつも構いませんから……。

○政府委員(高橋一郎君) 分つておりますものは、自信があるものであります。分らないものの中に……。

○委員長(伊藤修君) これも分るものだけ……。

○政府委員(高橋一郎君) 先程の刑部補佐法關係は今調べておりますから……。

○委員長(伊藤修君) その資料は至急お願ひいたします。我々の参考にもなるし……他に御質問ありますか、それでは明日引續いて質疑を繼續したら如何でしょうか、尙御研究を願ひまして……。

「一向差支えありません」と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) それでは明日午後一時から、日曜ではございますが、本會議がございますから、午後一時兩院とも本會議がございますから……。

○大野幸一君 明日法務廳の政務次官と、それから最高裁判所の事務總長にお出席を願ひたいと思つてます。

○委員長(伊藤修君) お聴きの通りであります。それでは明日、本日の分を全部議題に供します。午後一時から繼續いたします。本日はこれを以て散會いたします。

午後二時三十四分散會
出席者は左の通り。

委員長	伊藤 修君
理事	鬼丸 義齋君 宮城タマヨ君
委員	大野 幸一君 齋 武雄君

鈴木 安孝君
岩本 哲夫君
松井 道夫君
松村貞一郎君

政府委員
法務政務次官 銀治 良作君
法務廳事務官 高橋 一郎君
法務廳事務官 岡咲 勉二君
法務廳事務官 齋藤 三君郎
法務廳事務官 中野 次雄君
法務廳事務官 恩 誠 課長

説明員
法務廳事務官 齋藤 三君郎
法務廳事務官 中野 次雄君
法務廳事務官 恩 誠 課長

十二月十日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、罰金等臨時措置法案
一、司法警察職員等指定應急措置法案の一部を改正する法律案

罰金等臨時措置法案
罰金等臨時措置法案

第一條 經濟事情の変動に伴う罰金及び科料の額等に関する特例は、當分の間、この法律の定めるところによる。

第二條 罰金は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第十五條及び刑法施行法(明治四十一年法律第二十九号)第二十條の規定にかかわらず、千円以上とする。但し、これを減輕する場合においては、千円以下に下げることができ、

2. 科料は、刑法第十七條及び刑法施行法第二十條の規定にかかわらず、五円以上千円未満とする。

第三條 左に掲げる罪につき定めた罰金については、それぞれその多額の五十倍に相当する額をもつて

その多額とする。

一 刑法の罪。但し、第五百二十二條の罪を除く。

二 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪

三 經濟關係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の罪

2 刑法第五百二十二條中「一円以下」とあるのは、「五十円以下」とする。

第四條 前條第一項各号に掲げる罪以外の罪(條例の罪を除く)につき定めた罰金については、その多額が二千円に満たないときはこれを二千円とし、その寡額が千円に満たないときはこれを千円とする。但し、罰金の額が一定の金額に倍數を乘じて定められる場合は、この限りでない。

2 前項但書の場合において、その罰金の額が千円に満たないときは、これを千円とする。

3 第一項の罪につき定めた科料で特にその額の定めのあるものについては、その定めがないものとする。但し、科料の額が一定の金額に倍數を乘じて定められる場合は、この限りでない。

第五條 法律で命令に罰金の罰則を設ける、と委任してある場合において、その委任に基いて規定することができ、罰金額の最高限度が二千円に満たないときは、これを二千円とする。

第六條 刑法第二十五條中「五千円以下ノ罰金」とあるのは「五万円以下ノ罰金」とする。

第七條 刑事訴訟法(昭和二十三年

法律第三百一十一号)第六十條第三項、第九十九條第一項及び第二百十七條中「五百円以下の罰金」とあるのは、第三條第一項各号に掲げる法律の罪については「二万五千円以下の罰金」とし、その他の罪については、「二千円以下の罰金」とする。

2 第三條第一項各号に掲げる法律の罪については、刑事訴訟法第二百八十四條中「五千円以下の罰金」とあるのは、「五万円以下の罰金」とし、同法第二百八十五條第二項中「五千円を超える罰金」とあるのは、「五万円を超える罰金」とする。

3 刑事訴訟法第四百六十一條第一項中「五千円以下の罰金」とあるのは、「五万円以下の罰金」とする。

4 刑事訴訟法第四百九十五條第三項中「二十円」にあるのは、「二百円」とする。

附則

1 この法律は、昭和二十四年二月一日から施行する。

2 條例の罰則でこの法律施行の際現に効力を有するものについては、第二條の規定は、この法律施行の日から六箇月間は、適用しない。この法律施行後六箇月を経るまでになされた違反行為に対してこれらの罰則を適用する場合においては、この法律施行後六箇月を経た後においても、また同様とする。

3 第四條の規定は、第三回國會で成立した法律の罰則についても適用する。

司法警察職員等指定應急措置法の
一部を改正する法律案

司法警察職員等指定應急措置法の
一部を改正する法律

司法警察職員等指定應急措置法
(昭和二十三年法律第 号)の一
部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。

第三條 皇宮護衛官は、皇居、御
所、離宮、御用邸、行在所若しくは
御泊所における犯罪、陸墓若しく
は皇室用財産に関する罪又は行
幸啓の際における天皇、皇后、皇
太后若しくは皇太子の生命、身体
若しくは財産に対する罪につい
て、国家公安委員会の定めるところ
により、刑事訴訟法(昭和二十三
年法律第三十一号)の規定によ
る司法警察職員として職務を行
う。

2 前項の規定による司法警察職員
とその他の司法警察職員とは、そ
の職務の執行に關し、互に協力し
なければならない。

附則

この法律は、刑事訴訟法を改正す
る法律(昭和二十三年法律第三十
一号)施行の日(昭和二十四年一月
一日)から施行する。

十二月十一日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。

一、少年法を改正する法律等の一部
を改正する法律案

一、裁判所職員の定員に関する法律
の一部を改正する法律案

少年法を改正する法律等の一部を
改正する法律案

少年法を改正する法律等の一部

を改正する法律

第一條 少年法を改正する法律(昭
和二十三年法律第六十八号)の
一部を次のように改正する。

第六十八條の次に次の一條を加
える。

第六十九條 新法中「地方少年保
護委員会」とあるのは、地方少年
保護委員会又はこれに類似する
機関が法律により設置される日
まで、法務廳所管の「少年審判
所」と読み替えるものとする。

2 この法律の施行と同時に改正さ
れ、又は廃止される法律：少年の
仮出獄、仮退院及び觀察に關する
規定、仮出獄中又は仮退院中の者
及び觀察中の者の監督に關する規
定並びにこれらの規定の実施につ
いて必要な規定(新法又は少年院
法(昭和二十三年法律第六十九
号)中に相當する規定のあるもの
を除く。は、前項の日まで、なお
効力を有する。

第二條 少年院法(昭和二十三年法
律第六十九号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二十二條に次の一項を加える。

2 第十條、第十二條及び第十三條
第一項の規定により地方少年保護
委員会又は地方成人保護委員會の
行う職權は、地方少年保護委員會
及び地方成人保護委員會又はこれ
らに類似する機關の設置に至るま
で、法務總裁がこれを行う。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

裁判所職員の定員に関する法律の
一部を改正する法律案

裁判所職員の定員に関する法律
の一部を改正する法律

裁判所職員の定員に関する法律
(昭和二十二年法律第六十四号)の
一部を次のように改正する。

第一條中 「判事 專任八百六十七人
簡易裁判所判事 專任三百七十八人」を

「判事 專任八百六十七人
簡易裁判所判事 專任三百七十八人」を
「判事 專任八百六十七人
簡易裁判所判事 專任三百七十八人」に改める。

第四條中 「專任五百五十九人
專任四百五十一人」を

「專任五百五十九人
專任四百五十一人」を
「專任五百五十九人
專任四百五十一人」に改める。

第五條中 「專任四百五十一人
專任三百七十八人」を
「專任四百五十一人
專任三百七十八人」に改める。

第六條中 「專任五十八人」を「專任八十三人」に改める。

附則

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

昭和二十四年一月五日印刷

昭和二十四年一月六日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局